

社会福祉法人東京家庭学校 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京家庭学校の役員及び評議員等（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員) 第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 役員等報酬（日額、源泉税込）

名称	報酬額
理事会出席報酬等	12,450円
評議員会出席報酬等	12,450円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	12,450円

別表2 （日額、源泉税込）

名称	報酬額
役員等業務報酬等	12,450円
監事監査報酬等	12,450円
東京都指導検査立会報酬等	12,450円

別表3 （日額、源泉税込）

報酬額	旅費	宿泊費	その他
12,450円	実費	実費	実費